

清和荘ホームヘルパーステーション 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-52-5002

(午前8時30分～午後5時30分)

FAX 0276-52-5080

*ご不明な点は何でもおたずねください。

2. 清和荘ホームヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	清和荘ホームヘルパーステーション
所在地	群馬県太田市亀岡町280番地
介護保険指定番号	1072900374号
サービスを提供する地域*	太田市 伊勢崎市旧境町・熊谷市旧妻沼町 足利市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	業務内容	専任・兼任	計
管理者	介護福祉士	事業管理業務	1	1
サービス提供責任者	介護福祉士	利用者調整・相談	1	1
従事者	介護福祉士	利用者への介護 サービス提供	1 1	2

(3) サービスの提供時間帯

月曜日～金曜日 (ただし、12月31日～1月3日は休業)	午前8時30分～午後5時30分
---------------------------------	-----------------

3. サービスの内容

身体介護	食事介助	摂食介助
	入浴介助	家庭浴、部分浴(手足)、更衣
	排泄介助	オムツ交換、トイレ介助、ポータブル
	清拭介助	全身清拭
	体位交換	床ずれ防止
	通院介助	通院の介助
生活援助	買い物	買い物、手続き代行
	調理	食事の準備、片づけ
	掃除	室内清掃
	洗濯	洗濯干し、取り入れ、布団干し
通院等乗降介助	通院等のための乗車または降車の介助	

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合、原則として基本料金（料金表）の1割・2割または3割です。ただし、介護保険の給付の範囲をこえたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問介護】

	20～30分未満	30～1時間未満	1時間以上
身体介護	244単位	387単位	567単位に30分増すごとに+82単位

	45分未満	45分以上
生活援助	179単位	220単位

【通院等乗降介助】

片道につき97単位（運賃100円）

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※通院等乗降介助につきましては、別途承諾書を頂きます。

【加算関係】

※初回加算・・・・・・・・・・200単位

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

※特定事業所加算（Ⅱ）・・所定単位数の10%を加算

訪問介護員及びサービス提供管理者について、体制・人材の要件を満たしている場合に加算とさせていただきます。

【介護職員処遇改善加算 I】

一ヶ月のご利用単位数の合計に137/1000を乗じた単位数が加算となります。

【地域区分】

7級地となります。1単位が10,21円となります。

【同一敷地内減算】

同一敷地内建物等に居住する利用者に対して訪問した場合、10%減算となります。

(2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

当ステーションでは、キャンセル料は設定しておりません。

(4) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

②料金のお支払い方法

当月分の請求書を翌月15日までに発行いたしますので、翌月末日までにお支払い下さい。
お支払い方法は、銀行振込、窓口支払、口座自動引き落としの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当職員がお伺いいたします。
当ステーションのサービス内容を説明し、納得いただいた後、契約を締結しサービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者が要介護認定を受けて非該当（自立）と認定された場合。（条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

利用者が料金の支払いに応じなかったり、利用者やその家族が当ステーションやその職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. 当ステーションのホームヘルプサービスの特徴

(1) 運営方針

- ①利用者が要介護等の状態になっても可能な限り居宅で生活できるよう、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう援助します。
- ②利用者の選択に基づき、関係市町村、地域の保険医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスを提供できるよう努めます。
- ③利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員の研修実施	○	年1回以上研修を実施しています
その他		

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

① 情相談担当

担当 苦情相談係 **サービス提供責任者** 石井由紀子
電話 0276-52-5002

② その他

当ステーション以外に、市町村の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

太田市役所：長寿あんしん課	電話 0276-47-1829
群馬県国民健康保険団体連合会	電話 027-290-1323
伊勢崎市役所	電話 0270-24-5111
大里広域市町村圏組合	電話 048-501-1330
熊谷介護保険事務所	電話 048-524-1402
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568
足利市役所：元気高齢課	電話 0284-20-2136
栃木県国民健康保険団体連合会	電話 028-622-7240
大泉町役場：高齢介護課	電話 0276-63-3111

9. サービス担当者会議について

サービス提供事業所によるサービスの提供開始に際し、ご本人の身体状況や家庭状況等において、自立支援に向け、的確なより良いサービス提供をさせていただく為に、サービス提供事業者には、知り得た情報を提供致します。

10. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 明光会
代表者役職氏名	施設長 大澤 敏明
所在地	群馬県太田市亀岡町280番地
	電話 0276-52-5002